

公布された規則のあらまし

災害救助法施行細則の一部を改正する規則（規則第 67 号）

- 1 救助を必要とする者に支出することができる費用の限度額を改めることとした。（別表第 1 関係）
- 2 その他所要の改正を行うこととした。
- 3 この規則は、公布の日から施行することとした。